

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内分	内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社東原畜産（法人番号2460101001188）代表者東原賢二	北海道河西郡芽室町東芽室南1線7-7		本社営業所	北海道河西郡芽室町東芽室基線8-10		R2.12.15	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他4件	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他4件	令和2年7月14日及び令和2年8月21日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反（自動車庫庫の位置及び収容能力）（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（3）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、（4）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	2	2
2	旭川商運株式会社（法人番号4450001011773）代表者小野紀幸	北海道旭川市春光台3条1丁目7番25号		本社営業所	北海道旭川市春光台3条1丁目7番25号		R2.12.15	輸送施設の使用停止（150日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他9件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他9件	令和2年7月21日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。（1）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の2）、（2）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第3条の4）、（3）過積載運送防止の指導監督の怠慢（安全規則第4条）、（4）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（5）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（6）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（7）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）、（8）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（9）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）、（10）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	15	15
3	株式会社久日本流通（法人番号9430001031546）代表者岸本尚久	北海道札幌市中央区北2条西23丁目2-1		本社営業所	北海道札幌市中央区北2条西23丁目2-1		R2.12.15	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他5件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他5件	令和2年9月3日及び令和2年9月10日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。（1）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項）、（2）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（3）乗務等の記録義務違反（安全規則第8条）、（4）運行記録計による記録保存義務違反（安全規則第9条）、（5）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）	2	2

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	有限会社栗林運輸（法人番号8430002047542）代表者柴崎大介	北海道恵庭市穂栄297		本社営業所	北海道恵庭市島松仲町1丁目12番6号	R2.12.15	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第2号、第3号 他8件	令和2年9月11日、苦情その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第2条第1項第5号）、（2）事業計画事後届出義務違反〔営業所又は荷扱所の名称、位置（利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）の変更〕（施行規則第7条第1項第2号、第3号）、（3）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（4）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（5）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（6）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（7）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（8）運行管理規程の制定義務違反（安全規則第21条第1項、第2項）、（9）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	1	1	
5	大昭倉庫株式会社（法人番号1080101008933）代表者大川博泰	静岡県富士市中野字三つ倉570		札幌営業所	北海道北広島市大曲工業団地5丁目2-4	R2.12.15	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他1件	令和2年9月29日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔自動車車庫の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）、（2）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）	1	1	
6	北海サンヨー株式会社（法人番号9430001021514）代表者山本英昭	北海道北広島市大曲工業団地6丁目1番地6		本社営業所	北海道北広島市大曲工業団地6丁目1番地6	R2.12.15	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和2年9月30日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）自動車検査証の備付け義務違反（安全規則第3条の2）、（3）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）	2	2	

